

議案第 9 2 号

あきる野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 8 0 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

あきる野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年あきる野市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。